

大麻のカタチ



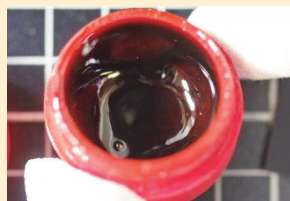
大麻草



大麻樹脂



大麻リキッド



大麻ワックス

写真：厚生労働省提供

大麻は様々な形態で流通しています。リキッドやワックスなど新しいタイプの大麻も摘発されています。正しい知識を付けて、ダメされないようにしましょう。

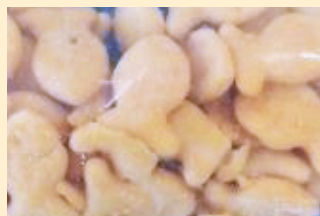
海外では、チョコレートやグミなどの食品に入っていることもあります。



チョコレート型



グミ型



スナック型

写真：大阪税関提供

その荷物大丈夫？

甘い誘いに乗って大麻など不正薬物の「運び屋」となるケースが増えています。



(例)「外国から荷物を運んでほしい。旅費も報酬も出す」と言われ引き受けたところ…
⇒税関検査で預かった荷物の中から覚醒剤が見つかった！
⇒懲役7年、罰金300万円の判決

「運び屋」：不正薬物の密輸は、重大な犯罪であり、厳しく処罰されます。国によっては、死刑になることもあります。

⚠️ 知らなかったではすまされない ⚠️

他人から預かった荷物でも、携行した荷物には責任を問われます。不審な荷物は絶対に預からないようにしてください！

【問い合わせ先】

大阪府麻薬覚せい剤対策本部 06-6941-9078
(連絡先：大阪府健康医療部薬務課)

●密輸に関する情報は フリーダイヤル シロイ・クロイ
税関密輸ダイヤル 0120-461-961

密輸情報提供サイト
<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

●依存症に関するご相談は



最寄りの精神保健福祉センター等へ
←大阪府内の窓口一覧はこちら (秘密厳守)
http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/izonsho_soudan/index.html



©2014 大阪府もずやん

知らなかったら
大変なことに!?



税関イメージキャラクター
「カスタム君」

海外で大麻に誘われたとき あなたはどうしますか？

大麻の乱用は、
「大麻取締法」で
厳しく規制されています。



写真：厚生労働省提供

【大麻取締法での罰則】

所持・譲渡・譲受 5年以下の懲役
輸入・輸出・栽培 7年以下の懲役

この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。

Memo

大麻合法の国事情

日本の大麻の生涯経験率は1.4%と際立って低い水準である一方、アメリカ、カナダは40%を超えています。現実的に捕まえられないため、大麻を解禁し、販売に高い税金をかけ、その税金を依存症対策等に使い、密売組織への資金源を絶つというのが昨今の大麻解禁の流れです。

決して大麻が安全だから解禁されているわけでは
ありません。

